

第3章 アメリカ

第1節 アメリカにおけるソーシャル・インパクト・ボンドの特徴

(1) ソーシャル・インパクト・ボンドの構造

アメリカにおけるソーシャル・インパクト・ボンドは、Social Finance (2016) “*Social Impact Bonds - The Early Years*” によれば、2013年にニューヨーク市における刑余者支援を皮切りに、ニューヨーク州の刑余者支援、ユタ州ソルトレイク郡の就学前児童教育支援、2014年には、マサチューセッツ州における若年刑余者支援、シカゴ市における就学前児童に対する教育支援、マサチューセッツ州のホームレス支援、2015年のオハイオ州カヤホガ郡²⁵におけるホームレス支援、カリフォルニア州サンタクララ郡におけるホームレス支援、2016年のサウスカロライナ州における低賃金ではじめて子供を持つ母親に対する支援、コロラド州デンバー市におけるホームレス支援の10件となっている。

上記に加え、2016年9月からマサチューセッツ州ボストン市で低賃金移民労働者に対する求職者向け教育訓練が始まっており、合計でこれまで11件のソーシャル・インパクト・ボンドを活用した事業が確認されている。

本章では2016年9月に実施した現地調査で聴取した5件のSIBについて取り上げる(図表8)。

図表8：SIB実施の例

委託者	分野(対象地域)	開始時期 資金調達額	対象・内容
ニューヨーク市	刑余者支援	・2013年 ・960万ドル	刑余者10,000人(予定)に対する社会復帰のための支援により、再犯を防止(4,458人に実施、評価基準をクリアできず)
ソルトレイク郡	就学前児童教育支援	・2013年 ・700万ドル	世帯収入の低い家庭の就学前児童3,500人に対する教育支援(成功)
マサチューセッツ州	若年刑余者支援	・2014年 ・2,130万ドル	若年刑余者929人に対する社会復帰のための支援により、再犯を防止
シカゴ市	就学前児童教育支援	・2014年 ・2,130万ドル	就学前児童のいる世帯収入の低い家庭(2,600世帯)に対する支援
ボストン市	成人教育	・2016年 ・1,500万ドル	低賃移民労働者(2,000人)に対するエントリーレベルの求職向け教育訓練

出所：Social Finance (2016) “*Social Impact Bonds - The Early Years*”

²⁵ 郡都はクリーブランド市

ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した事業における関係者は、助成金を出資する「政府」、全体像を構想して関係者を調整する非営利の「中間支援組織」、事業を請け負う非営利の「サービス・プロバイダ」、資金を提供する「投資企業・基金」、事業結果に関する評価方法を設計し、評価を行う「評価組織」、評価結果が適正かどうかを判断する「評価検証組織」となる。

その構造を予算の流れで説明すると、中間支援組織が描いた全体像に基づき予算総額が計算され、必要額が投資企業・基金により出資される。サービス・プロバイダと評価組織は事業結果に関する評価方法を設計し、事業の成否についての基準がつけられる。これら全体像に基づき、中間支援組織と政府は書面で契約を交わす。その際に、どの程度の成功でどの程度の報酬が支払われるかが書き込まれる。

契約が成立すれば、サービス・プロバイダには事業費、中間支援組織には事務手続き費用、評価組織と評価検証組織には事業費がそれぞれ支払われる。出資者である投資企業・基金に対しては、事業実施後の評価結果に応じて、報酬が支払われる。その際の支払いは、株式投資のようなものではなく、債権や銀行利息のように、出資額に対する利率という形式をとる。

図表9 ソーシャル・インパクト・ボンドの構造

政府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間支援組織と全体像について契約を結ぶ ・ 事業成果に基づき助成金を支払う
中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体像を描く ・ 関係者との調整 ・ 政府と書面で契約書を取り交わす
サービス・プロバイダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施
投資企業・基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資
評価組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価制度の設計と評価の実施
評価検証組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を検証して政府に報告

出所：著者作成

(2) 教育訓練予算とソーシャル・インパクト・ボンド

2013年のニューヨーク市の刑余者支援、2014年のマサチューセッツ州の若年刑余者支援、2016年のボストン市の成人教育の三つは、連邦労働省の助成事業である。即ち、連邦労働省は、教育訓練予算のなかにソーシャル・インパクト・ボンドを位置づけている。このことは、アメリカにおけるソーシャル・インパクト・ボンドの次のような特徴を明らかにしている。

第一に、サービス・プロバイダに教育訓練予算を助成する場合に、もっとも効果的な

方法はなにか、ということが前提になっていること。

第二に、非営利のサービス・プロバイダとそのネットワークが存在しており、政府が行う教育訓練事業において重要な役割を長期間にわたって担ってきたこと。

この二つの特徴は、予算を助成する側である連邦労働省と、予算を助成される側であるサービス・プロバイダ側双方の立場の違いを明らかにする。連邦労働省からみれば、ソーシャル・インパクト・ボンドは教育訓練予算を助成する方法の一つにすぎない。換言すれば、教育訓練予算はソーシャル・インパクト・ボンドありきではない。連邦労働省やマサチューセッツ州政府に対するヒアリングからは、ソーシャル・インパクト・ボンドは、成功報酬型の助成金支給方法であるペイ・フォー・サクセスプログラムとまったく変わらないものであり、外部委託契約の形式の違いという程度の認識に留まっている。

サービス・プロバイダ側からすれば、事業運営にとってどの資金が安定的に確保できるかということがもっとも重要となる。その場合、達成度合いに応じてその都度、助成金が支給される成功報酬型は、安定した事業運営にとって、事業規模が大きくなればなるほど、必要となる予算規模も大きくなり、一定期間に負担しなければならない経費も多くなるために敬遠される傾向がある。そのうえに、連邦政府の教育訓練予算総額が年々削減されているため、サービス・プロバイダへの助成金も十分ではなくなっている。連邦政府の助成金以外には、民間寄付金財団に応募することで獲得できる助成があるが、一つの事業を実施するためには十分でないことが多い。そのため、一つの事業に対して複数の民間寄付金財団からの助成を受けている。これらの助成金の使用には細かい制限があることに加えて、利用についての報告義務が課せられており、絶え間なく報告書作成業務に追われることとなる。これに対して、ソーシャル・インパクト・ボンドは、ある程度の長期間にわたり、安定的に予算が確保できるとともに、成功の是非にかかわらず、サービス・プロバイダ側が予算を自己負担するリスクがない。これは、多くの人数に対してサービスを提供する場合に歓迎される理由の一つである。しかし、一方で、連邦政府予算や民間寄付金財団による助成金が潤沢であり、かつソーシャル・インパクト・ボンドと同様に一定期間、安定的に予算が確保できる仕組みが整っていれば、ソーシャル・インパクト・ボンドでなければならないという必然性はなくなる。

上記に関し、次節以降、インタビュー調査の結果に基づいて、連邦労働省、サービス・プロバイダの順に紹介する。

第2節 社会的に効果の高い政策の実現に向けて

本節は、2016年9月15日に実施した連邦労働省・雇用訓練局担当者および主席評価

官に対するインタビュー²⁶に基づく。

(1) ペイ・フォー・サクセス・プログラムの転換

連邦労働省が扱うソーシャル・インパクト・ボンドは、ペイ・フォー・サクセスプログラムのなかで語られる。つまり、ソーシャル・インパクト・ボンドありきのものではない。

連邦労働省が行う教育訓練は、2014年労働力革新・機会法(WIOA: Workforce Innovation and Opportunity Act)により、規定されている。WIOAによる教育訓練は、成人向け(Adult Employment and Training Activities)、非自発的失業者向け(Dislocated Workers Employment and Training Activities)、若年者向け(Youth Employment and Training Activities)の三つを大きな柱にしている。2016年度の予算は、成人向けが8億1,555万6千ドル、非自発的失業者向けが12億6,171万9千ドル、若年者向けが8億7,341万6千ドルだった。

これらの予算は、WIOAによって設置される全米各地域の労働力投資委員会(WIB)を通じて助成される。助成金は各地にある職業紹介および職業訓練の窓口であるワンストップセンターを経て、職業訓練を実施するサービス・プロバイダへと支給される。その際、サービス・プロバイダとの契約は成果型(ペイ・フォー・サクセス)となる。

ペイ・フォー・サクセスプログラム自体は、1970年代導入と長い歴史がある。ペイ・フォー・サクセスプログラム契約で報酬は次のような形で支払われてきた。

- ① サービス・プロバイダで教育訓練を受けた受講生が企業に採用された場合
- ② 採用後30日間定着した場合
- ③ 採用後90日間定着した場合

長期間にわたって行われてきた評価方法だったが、ここには次のような問題点があった。

- ・ 景気が良く、企業の採用意欲が高いときには採用、定着率ともに高い。
- ・ 景気が悪ければどれほど良い教育訓練プログラムであっても採用に結びつかない。

もう一つの問題は、段階的な成功報酬の支払い方のために、サービス・プロバイダにとって、事業実施時に自己資金が必要であるとともに、規模の大きい事業を請けた場合に成功報酬が支払われなかったときのリスクや事務経費の自己負担分が発生する可能性

²⁶ U.S. Department of Labor, Employment and Training Administration, Office of Policy Development and Research, Workforce Analyst, Alisa Tanaka-Dodge, 同じく Office of Workforce Investment, Workforce Analyst, Wendy Havenstrite, M.S., U.S. Department of Labor, Chief Evaluation Officer, Demetra Smith Nighthale, Ph.D.

である。

これらの問題点を解消するものとして、新たな評価システムの導入がはかられたのが2014年WIOAである。

(2) 2014年WIOAにおけるペイ・フォー・サクセスプログラム

2014年WIOAによって労働市場革新基金(Workforce Innovation Fund)が導入された。予算は、教育訓練予算の三つの柱である、成人向け、非自発的失業者向け、若年者向け予算のうち、5～10%程度が振り向けられる²⁷。以下、2014年WIOAにそって説明する。

労働市場革新基金は、WIBを経ずに、州知事の裁量でサービス・プロバイダと成果に基づく契約をかわすことで実施される²⁸。WIBを経ないということが、民間資金提供者の参加を認めるいわゆるソーシャル・インパクト・ボンドの活用も可能にした。ソーシャル・インパクト・ボンドは、中間支援組織が資金を民間資金提供者から集めるとともに、サービス・プロバイダと事業実施後の評価を行う第三者機関と契約し、事業成果に基づき、政府から予算を得るものである²⁹。

ペイ・フォー・サクセスプログラム³⁰は、必ずしもソーシャル・インパクト・ボンドの活用だけを目的としたものではない。州政府とサービス・プロバイダが直接に契約することや、州政府とサービス・プロバイダの間に中間支援組織だけが関与して、民間資金提供者が含まれないという場合も想定している。労働市場革新基金の2014年度予算では、4,730万4,000ドルが計上された。そのうち、ソーシャル・インパクト・ボンドとして、ニューヨーク州に1,200万ドル、マサチューセッツ州に1,167万ドルが提供された。ニューヨーク州とマサチューセッツ州はそれぞれ独自予算として、1,300万ドルと1,100万ドルを追加で確保している。インタビューによれば、連邦政府の助成する職業訓練予算総額のうちペイ・フォー・サクセスで契約している予算は2億5,600万ドルであり、SIB予算はそのうちの2,400万ドルにすぎないという。割合にすれば、十分の一未満にとどまる。

2015年度に承認された労働市場革新基金の予算額は3,559万ドルだった(図表10)。

²⁷ 2014年WIOA, SEC. 134. USE OF FUNDS FOR EMPLOYMENT AND TRAINING ACTIVITIES., (d) PERMISSIBLE LOCAL EMPLOYMENT AND TRAINING ACTIVITIES

²⁸ 2014年WIOA, SEC. 116. PERFORMANCE ACCOUNTABILITY SYSTEM. (h) ESTABLISHING PAY-FOR-PERFORMANCE CONTRACT STRATEGY

²⁹ 2014年WIOA, SEC. 116. PERFORMANCE ACCOUNTABILITY SYSTEM. (b) (b) STATE PERFORMANCE ACCOUNTABILITY MEASURES.- (2) INDICATORS OF PERFORMANCE.- (K) in the case of a State in which local areas are implementing pay-for-performance contract strategies for programs-

³⁰ 2014年WIOA, SEC. 3. DEFINITIONS, (47) Pay for Performance Contract Strategy -

図表 10：2015 年度労働市場革新基金

助成金授与者	市	州	Award
Connecticut Department of Labor	Wethersfield	Conn.	6,000,000
Inter-Tribal Council of Louisiana, Inc.	Houma	La.	6,000,000
Ohio Department of Job and Family Services	Columbus	Ohio	6,000,000
Pennsylvania Department of Labor & Industry	Harrisburg	Pa.	6,000,000
Kansas Department of Commerce	Topeka	Kan.	5,597,365
Minnesota Department of Employment and Economic Development	Saint Paul	Minn.	6,000,000
Total			\$35,597,365

資料出所：連邦労働省

労働市場革新基金に限らず、WIB を通じた助成金も合わせたペイ・フォー・サクセスプログラムは、従前の問題点を克服する意図が込められている。それは、社会にインパクト（ソーシャル・インパクト）があるかどうかという視点で、評価制度を再設計することである。そのために、連邦労働省はオバマ政権発足後の 2010 年に、省内に評価制度を検討するための部署である Chief Evaluation Office を創設した。これは、WIOA の創設に先駆けるものだった。Chief Evaluation Office の長となる、主席評価官（Chief Evaluation Officer）には、民間シンクタンク Urban Institute³¹の研究者だったナイチンゲール（Demetra Smith Nighthale）氏を政治任用した。

インタビューによれば、社会にインパクトがあるかどうかという視点とは、変動的な要素を排除することだという。具体的には、教育訓練を受けたグループと受けていないグループとに分けて、効果を測定するといったものである。これは、薬の臨床試験と似ているという。

2014 年 WIOA におけるもう一つの変化は、コミュニティ組織（CBOs: Community Based Organizations）との連携の強化である。これは、コミュニティサポートに力を入れるオバマ政権の特色のひとつだという。CBOs による事業の実施は連邦政府や州政府が直接に事業を実施するよりも効率性が高いことが多い。また、CBOs 自体が伝統と歴史を持っていることに加えて、全米のほかの CBOs と密接なネットワークを構築していることも、効率性を高めることに貢献している。

³¹ 1968 年、ジョンソン大統領の発意で創設されたリベラル系民間シンクタンク。ジョンソン大統領の言う偉大なる社会（the Great Society）を実現するため、都市問題の研究および政策提言を行っている。

図表 11 ペイ・フォー・パフォーマンスの事業報告書式

OMB Control Number 1205-0521						ETA-9174	
Expiration Date: 06-30-2019							
Pay-For-Performance Report							
(GRANTEE)				(Workforce Development Board Name - if applicable)			
(Contractor Name - if applicable)						Page 1	
Period Covered:		mm/dd/yyyy - mm/dd/yyyy					
Program	<input type="checkbox"/> ALL	<input type="checkbox"/> WIOA Adult	<input type="checkbox"/> WIOA Dislocated Worker	<input type="checkbox"/> National Dislocated Worker Grants	<input type="checkbox"/> WIOA Youth		
<p>A WIOA Pay-for-Performance (PFP) contract strategy is a specific type of performance-based contract strategy that places a higher emphasis on performance outcomes and drives better results. In a PFP contract strategy, service providers are paid based on the achievement of specified levels of performance related to WIOA outcomes, rather than being paid for processes or outputs. Local workforce boards may use up to 10% of their funds for adult training services and/or youth activities for PFP contract strategies. Where local workforce boards use PFP contract strategies, funds may be available until expended, if authorized by Congress in annual appropriations. This extended availability means that, if outcomes are not achieved as hoped, the funds may be used for another PFP purpose. States may also use funds from the Governor's Reserve to support PFP.</p>							
<p>Please describe the framework in use for Pay-for-Performance contracts, including performance targets established, time frames for measuring results against targets, payment schedules, and any actual results or other measured indicators achieved so far.</p> <p>In your narrative, please address:</p> <ul style="list-style-type: none"> - Target populations covered by contracts - Other populations or baselines used for comparison purposes to determine performance - Indicators of performance, such as: <ul style="list-style-type: none"> * Employment Rates for the target population in the second and fourth quarters after exiting services * Median earnings for the target population * Credential rates for the target population * Measurable skill gains for the target population * Effectiveness in serving employers 							
<p>Please describe the approach(es) being used to evaluate Pay-for-Performance contracts, either at the individual project level or across projects within the state.</p> <p>In your narrative, please address:</p> <ul style="list-style-type: none"> - Research questions addressed by the evaluation(s) - Design of Pay-for-Performance contracts and programs - Approach and methodologies for measuring performance - Approach and methodologies for determining successful performance of the contract - Challenges to evaluating Pay-for-Performance, either at the project level or across projects - Technical assistance that the State is providing to local workforce boards 							
Public Burden Statement (1205-0521)							
<p>Persons are not required to respond to this collection of information unless it displays a currently valid OMB control number. Respondent's reply to these reporting requirements is mandatory (Workforce Innovation and Opportunity Act, Section 116). Public reporting burden for this collection of information is estimated to average 25 hours per response, including the time for reviewing instructions, searching existing data sources, gathering and maintaining the data needed, and completing and reviewing the collection of information. Send comments regarding this burden estimate to the Office of Policy Development and Research ● U.S. Department of Labor ● Room N-5641 ● 200 Constitution Ave., NW ● Washington, DC ● 20210.</p> <p>Do NOT send the completed application to this address.</p>							

資料出所：連邦労働省

(3) 労働市場革新基金の一形態としての「ソーシャル・インパクト・ボンド」

連邦労働省がかかわるソーシャル・インパクト・ボンドは、労働市場革新基金のうちの十分の一弱という規模で実施されている。連邦労働省は、各州政府からの申請を承認して助成金を支給するという立場であるため、実際のソーシャル・インパクト・ボンド

の枠組みを描くのは各州政府である。

図表 12 は、労働市場革新基金の実施形態としてソーシャル・インパクト・ボンドを選択したマサチューセッツ州とニューヨーク州における関係者を示したものである。

図表 12 労働市場革新基金における SIB の関係者

州	州関係部局	中間支援組織 Intermediary	出資者 Investors	実施組織 Service Provider	評価組織 Evaluation Coordinator	評価検証組織 Independent Validator
MA	EOLWD; ANF; DYS; OCP	Youth Services (Third Sector Capital Partners)	Goldman Sachs, Living Cities, New Profit Inc., Kresge Foundation, Laura and John Arnold Foundation, Boston Foundation	Roca	Sibalytics LLC, the Urban Institute	Public Consulting Group (PCG)
NY	NYS DOL; DOCCS	Social Finance Inc.	Approximately 40 “high net worth” individual investors (Investor representative: Bank of America Merrill Lynch)	CEO	DOCCS	Chesapeake Research Associates

資料出所：Bromberg Daniel E. and Justice Jonathan B. (2016)より著者作成

EOLWD: the Executive Office of Labor and Workforce Development (労働および労働市場開発局)

ANF:Executive Office of Administration & Finance (財務局)

DYS:Department of Youth Services (青年サービス局)

OCP:Office of the Commissioner of Probation (保護監察局)

NYS DOL: New York State Departement of Labor (ニューヨーク州労働省)

DOCS: Department of Corrections and Community Supervision(犯罪者矯正局)

このうち、インタビュー調査を実施したマサチューセッツ州の事例をとりあげて説明する。

連邦労働省に事業実施申請を行ったのはマサチューセッツ州労働および労働市場開発局 (EOLWD: the Executive Office of Labor and Workforce Development) である。

事業目的が17歳から24歳までの刑余者に対する再犯防止および就職支援であるため、州政府の複数の部局がかかわっている。労働および労働市場開発局（EOLWD: the Executive Office of Labor and Workforce Development）、財務局（ANF: Executive Office of Administration & Finance）、青年サービス局（DYS: Department of Youth Services）保護観察局（OCP: Office of the Commissioner of Probation）がその部局である。

ソーシャル・インパクト・ボンド事業の全体像を描くのは、非営利の中間支援組織であるサードセクター・キャピタル・パートナーズの関連組織、ユース・サービスである。この中間支援組織が出資者と実施組織、評価組織それぞれとのつなぎ目となっている。

出資者と出資額は、①ゴールドマンサックス（Goldman Sachs）が900万ドル、②Living Citiesが150万ドル、Kresge Foundationが150万ドル、③New Profit Inc.が200万ドル、Laura and John Arnold Foundationが370万ドル、Boston Foundationが30万ドルである。①、②、③は出資額に応じて配当が与えられる順位を示している。出資者は必ずしも、投資会社というわけではなく、民間寄付金財団も含まれている。

実施組織は非営利のRocaである。Rocaは25年以上にわたる刑余者支援実績のあるNPOであり、青年サービス局、保護観察局、警察等と密接な協力関係を構築してきた。予算の流れでは、連邦労働省からの助成金と出資者からの出資金がRocaに入り、その総額の15%がユース・サービスへと還流する。事業の実施期間は7年間に設定されている。

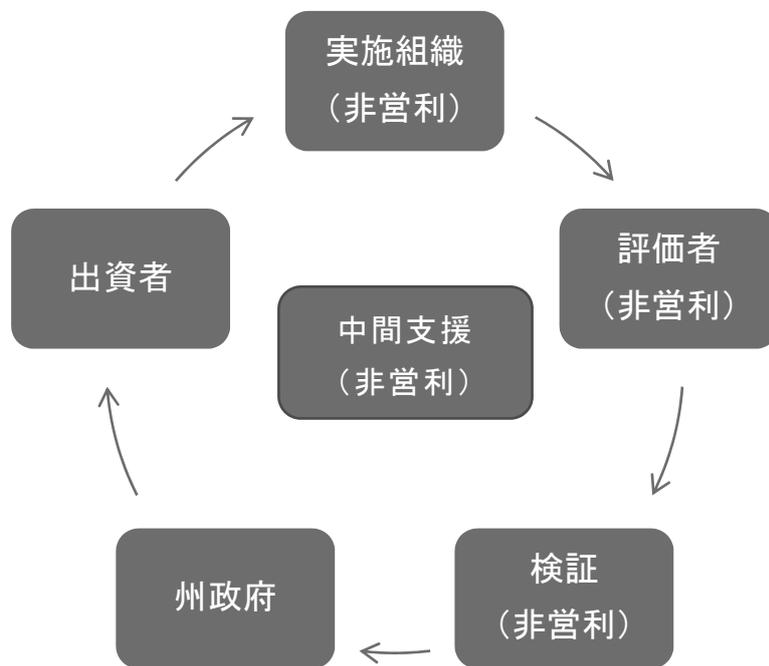
Rocaが実施した事業は、リベラル系民間シンクタンク the Urban Institute の関連組織である Sibalytics LLC が評価する。

この評価結果について、マサチューセッツ州政府と契約する Public Consulting Group (PCG) が検証し、評価結果が確定する。

全体像を単純に図解したものが図表13である。

州政府は中間支援組織とともに全体像を描く。全体像とは、実施組織が行う事業の年数と予算総額を計算したうえで、連邦政府の助成金と出資者からの出資金総額を確保することである。実施組織に資金を渡したうえで、中間支援組織は事務経費を実施組織から得る。実施した事業の結果は委託を受けた第三者機関により評価される。その結果は、独立した検証機関によって検証され、評価結果が確定する。

図表 13 労働市場革新基金における SIB の関係者の構造



資料出所：著者作成

マサチューセッツ州のプロジェクトについての成否は再犯率の低減ではかられる。再犯率の低減が 5.2%未満のときには、政府の助成はゼロになる。10～40%の再犯率の低減であれば、政府はすべての経費を負担する。55～70%に達すれば、政府は追加予算を支出する。出資者に対しては、再犯率の低減が 40%以上になればリターンが大きくなり、40%を下回ればリターンの利率が低くなる（図表 14）。

図表 14 成功率と報酬、マサチューセッツ州政府の予算節約額

有期刑日数の減少	サクセス・ペイメント	州政府の予算節約額
70%	2,700 万ドル	4,500 万ドル
55%	2,600 万ドル	3,300 万ドル
40%	2,200 万ドル	2,200 万ドル
25%	1,100 万ドル	1,100 万ドル
10%	200 万ドル	200 万ドル
5%	0	90 万ドル

資料出所：Bromberg Daniel E. and Justice Jonathan B. (2016)より著者作成

事業予算総額は 2,176 万ドルであり、もっとも成功を収めた場合のサクセス・ペイメントが 2,700 万ドルのため、出資者には 524 万ドルのリターンがある。州政府はその分

だけ助成金額が増えるものの、有期刑日数が減少すればそれだけ刑務所にかかる予算が削減されることになる。そのときの州政府の予算節約額は 4,500 万ドルになると見込んでいる。

2016 年度より、マサチューセッツ州、ニューヨーク州の事例に続き、はじめて刑余者ではなく、成人教育(Adult Education)としての職業訓練を始めている。

(4) そのほかの試み

連邦労働省が関わる刑余者や若年者の犯罪防止は、必ずしも労働市場革新基金に限らない。その一つに、「My Brother's Keeper」がある。オバマ大統領のイニシアティブで始められた。旧約聖書のカインとアベルの話で、弟のアベルを殺したカインがそのことを神に尋ねられたときに、「I am not My Brother's Keeper」と答えたという逸話からとられた予防措置的な施策である。夏休みのように学校が長期間にわたって休みのときに、若年者が犯罪行為に手をそめる可能性が高まる。そのため、コミュニティが協力し合って、若年者の Keeper になる、というものである。具体的には、地域に位置する企業が若年者にサマージョブの機会や相談相手となるメンターを提供するといったことが行われている。

第3節 JVS ボストン：ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した職業訓練

本節は、2016 年 9 月 20 日に実施した JVS ボストン副社長エイミー・ニッシュマン氏に対するインタビュー³²に基づく。JVS ボストンは、2016 年度から労働市場革新基金の枠組みでボストン市が行うソーシャル・インパクト・ボンド事業におけるサービス・プロバイダである。

(1) JVS ボストン (Jewish Vocational Services Boston)

JVS ボストンは 1938 年に設立された。ヨーロッパからのユダヤ人難民に対する英語教育や職業訓練を実施することが目的で、全米各地に支部がある。ユダヤ人に限定していた事業は、次第にユダヤ人以外の移民やホームレス、貧困層向けに対象を移していく。事業内容は、英語教育、就学・進学支援、職業訓練などであり、年間に 18,000 人の訓練を行っている。スタッフの人数は 130 人。給与はエントリーレベルで 4 万ドル、マネージャーで 5 万ドルである。

事業は近年、拡大の途上にあり、数年前に事務所が手狭になって大きいビルの広いフロアに転居した。

従来は WIB を経由する連邦政府による教育訓練予算の助成金を中心だったが、近年は

³² Amy E. Nishman, MPH, LCSW, JVS Boston

連邦政府予算が年々削減され続けているために、政府の助成金よりも民間基金の割合が高まっているという。とくに 2007 年以降の政府の助成金の削減は顕著だという。リーマンショック後に失業者対策で一瞬だけ予算額が高まったものの、2009 年以降にはそうした予算は消えてしまった。

従来が、民間基金が 3 で政府助成金が 7 という割合だったものが、現在では民間基金が 7 で政府助成金が 3 になっている。

民間基金の主要なものである民間寄付金財団からの資金は、一つがおよそ 2~300 万ドルであり、一つの事業にはいくつかの基金を合算して、500 万ドル程度の予算になっている。JVS ポストン全体では 15 以上の民間寄付金財団からの資金を獲得している。資金が支給される年数は 1 年から 5 年と幅が広い。これらの資金はそれぞれに使用できる内容が決まっているために融通が効かない。また、定期的に報告書を提出する義務があり、恒常的になんらかの報告書を作成しているという。

(2) 2016 年度よりソーシャル・インパクト・ボンドを導入

JVS ポストンは成人教育 (Adult Education) 事業を実施するために、2016 年度よりソーシャル・インパクト・ボンドを導入している。中間支援組織 (Intermediary) は、サードセクター・キャピタル・パートナーズで、刑余者支援事業と同じである。なお、実際の中間支援組織は、サードセクター・キャピタル・パートナーズの関連組織であるソーシャル・ファイナンス (Social Finance, Inc.) で、どちらも内国歳入法 501 c (3) に基づく非営利の免税措置を受ける NPO である。この事業において、JVS ポストンは一次プロバイダであるジョブズ・フォー・ザ・フューチャー (Jobs for the Future) の下につく二次プロバイダである。

JVS ポストンは、前述のように政府助成金の削減のなかで新しい資金源を探していた。その方法はマサチューセッツ州政府の公募に応じたことによる。事業の対象は、失業者およびすでに職についているものの、生活に困難をきたすほどの低賃金の状況にいる労働者である。

教育訓練の内容は、①英語教育やエントリーレベルの職に就くための面接での受け答え、②賃金を上昇させることができるスキルの獲得を目的としたもの、③大学進学支援の三つに分かれている。

この事業は、22 ヶ月の期間で請け負っている。その期間に 2,000 人の教育訓練を実施する。受け取った資金は 1,500 万ドル。現在、この訓練の希望者のウェイティングリストが 1 万 6,000 人となっており、多くの希望者が訓練の受講を待っている。

この事業にかかわっている JVS ポストンのスタッフはフルタイムで 30 人いる。そのほかに、中間支援組織、つまりサードセクター・キャピタル・パートナーズで 4 人、評価機関に 6 人である。

事業で出資者が報酬を得られるのは、①ではエントリーレベルの就職において、教育訓練を受けている 50 人と受けていない 50 人とを比較して、明らかに教育訓練を受けている集団の就職率が良かった時、②では教育訓練を受けているものと受けていないもので、教育訓練の実施前 1 年と実施後 1 年を比較して年収が明確に上昇した時、③では一定以上の受講者が大学に進学するとともに、進学した学生については 12 単位を取得した時、というような評価を受けた場合である。

ソーシャル・インパクト・ボンドを事業資金として活用するうえで、いくつかの利点がある。

第一に長期間にわたって安定した資金を獲得できるということである。連邦政府の行うペイ・フォー・パフォーマンス型の助成金であれば、いくつかの組み合わせられた評価基準をクリアするごとに助成金が段階的に支給される。この場合、どのような事業であっても恒常的にかかる事務運営費や人件費をまかなうことが難しくなってしまう。こうした事態を防ぐためにとれる次善の策は、事業規模を小さくすることで経費をおさえるということである。この場合、大規模な人数を対象とする訓練事業を実施することが難しい。

第二に民間寄付金財団からの助成金と比べて、絶えず報告書の作成と提出に追われる、といったことから離れることができるということである。

第三に資金提供を行う団体との関係の変化である。民間寄付金財団から資金を獲得する場合であれば、民間寄付金財団の向こう側にいる寄付を实际にした当事者と直接の関係はない。また寄付をした当事者側からしても自分たちの寄付がどのように使われたかははっきり意識することはない。なぜなら、民間寄付金財団に寄付をしたのであって、JVS ボストンのようなサービス・プロバイダに寄付をしたわけではないからである。だが、ソーシャル・インパクト・ボンドであれば、投資家は投資会社を通じてどのサービス・プロバイダの行う事業に投資するのかを強く意識している。つまり、JVS ボストンからすれば、投資行動を通じて自らの組織の存在と活動について広報をしていることにつながるのである。

第 4 節 ソーシャル・インパクト・ボンドをめぐる多様な意見

本節は、ソーシャル・インパクト・ボンドの活用がどのような評価を受けているかについて、連邦および州政府、中間支援組織、寄付金財団、政策シンクタンクといった各方面の立場について取り上げている。連邦政府は雇用訓練局担当者および主席評価官に対して 2016 年 9 月 15 日に³³、州政府はマサチューセッツ州政府労働力開発部および労働

³³ 前節のインタビュー対象と同じ。

基準局長のウィリアム・マッキニー氏と法務顧問ジョン・ローナン氏³⁴に対して2016年9月16日に、寄付金集め財団と中間支援組織を兼務するユナイテッド・ウェイには、公共政策上級副社長のスティーブ・S・テイラー氏³⁵に、中間支援組織はサードセクター・キャピタル・パートナーズのケビン・タン氏³⁶、政策シンクタンクはCLASPの収入・労働支援チーム代表、エリザベス・ローワーバッシュ氏³⁷にそれぞれ聞いた。

図表 15 インタビュー対象組織によるソーシャル・インパクト・ボンドの評価

	SIBの評価	SIBに対するネガティブ評価
連邦労働省	・労働市場改革基金の一部 ・ベイ・フォー・パフォーマンス事業と変わらず	・SIB拡大により中間支援組織が事務処理収入を増大させる。実際は必要のないもの
マサチューセッツ州政府	・ベイ・フォー・パフォーマンス事業と変わらず ・事業を外部委託する際の契約書作成手続き	とくになし
中間支援組織 (ユナイテッドウェイ)	・景気後退による民間寄付金財団の資金が不足した際のオルタナティブ	・SIBにかかわる巨大な投資企業には地域貢献目的は低い ・景気回復に伴いSIBは縮小 ・SIB導入は公共部門従業員の縮小につながる
中間支援組織 (サードセクター・キャピタル・パートナーズ)	・継続した客観的な政府統計データが必要	・SIBは好景気時には縮小
サービス・プロバイダ(JVSボストン)	・連邦政府および民間寄付金財団の予算が不足した際のオルタナティブ ・期間、事業規模におけるスケールメリットともたらず ・サービス・プロバイダの存在を知らなかった層を投資家として参加させることで活動の認知度を高めることができる	とくになし
政策シンクタンク(CLASP)	・外的環境の影響を排した客観的評価をもたらずもの ・保守的政治体制の下で革新的施策を行う際のツール	・数値化可能な客観的なデータ収集と公正な評価ができないものには不向き ・政府が担う施策には数値化できない数多くのものがある ・革新的政権のもとでは不必要

出所：著者作成

(1) 連邦労働省

連邦労働省、雇用訓練局担当者および主席評価官は、連邦労働省が行う助成金およびベイ・フォー・パフォーマンスにおける評価の担当者である。

連邦労働省は、2014年WIOAの創設に伴い、助成金の支給と評価方法についての見直し

³⁴ The Commonwealth of Massachusetts, Executive office of Labor and Workforce Development, Department of Labor Standards, Director, William D. McKinney, General Counsel, John H. Ronan.

³⁵ Steven S. Taylor, United Way, Senior Vice President & Counsel Public Policy.

³⁶ Kevin Tan, Third Sector Capital Partners, Associate.

³⁷ Elizabeth Lowerbash, CLASP, Director of the income and work supports team.

を行っている途上である。その目的は、景気変動などの外的要因に左右されない客観的な評価方法の確立と、より広範なコミュニティの参加にある。新しい評価方法の確立の上では、サンプルグループを体験者と体験していないものに分ける方法が用いられ、広範なコミュニティの参加においては、労働力投資委員会の改革とともに、労働市場革新基金の創設が行われている。労働力投資委員会には、参加する地域コミュニティのより積極的な参加を促すとともに、労働市場革新基金には民間資金の活用によるこれまではなかったアクターの参加を求めている。

このような全体の改革のなかで、ソーシャル・インパクト・ボンドを用いた事業の実施は、民間資金とのパートナーシップを促す労働市場革新基金におけるペイ・フォー・サクセス事業のなかの一つに位置づけられているにすぎない。したがって、連邦労働省からすれば、新しい評価基準のもとで行う事業という点で、労働力投資委員会を通じた助成金も労働市場革新基金も、そしてソーシャル・インパクト・ボンドもまったく違いがない。換言すれば、ソーシャル・インパクト・ボンドありきではなく、評価制度の見直しありきである。連邦労働省の担当官は、EU で開催された公的教育訓練の評価制度に関する会議に参加してきたが、EU 諸国の評価制度は、いまだに 1970 年型のアメリカと同様の、環境の変化に大きく左右される仕組みであり、EU 諸国の担当官から評価制度の改革に向けてアメリカの制度を参考にしたいとの多くの声を聞いたという。

予算に関してみれば、ソーシャル・インパクト・ボンドの活用が政府予算の削減につながるという見解を持っていない。実質的には、ユナイテッド・ウェイのような中間支援組織が、マージンとなる事務費用を獲得するための手段になっていると感じている。連邦労働省にとって、客観的な評価を拡大するという点において、手法がどのようなものであれかまわないが、景気変動のなかで資金の獲得に困難さを感じているユナイテッド・ウェイのような団体が、組織の生き残りのためにソーシャル・インパクト・ボンドのような方法で中間事務手数料を拡大させているととらえていた。

(2) マサチューセッツ州政府

マサチューセッツ州政府として、ソーシャル・インパクト・ボンドとペイ・フォー・サクセスプログラムを区別して考えたことはない。どちらも、事業を外部委託する際の契約書作成手続き³⁸にすぎない。

ソーシャル・インパクト・ボンド導入の主たる目的は、予算削減と民間の効率性の高さの活用とともに、事業が失敗した場合の予算負担リスクを民間につけかえることである。より具体的には、失業手当や刑務所維持管理費、生活保護といったような、顕在する社会保障負担となるはずの経費を削減することにある。

³⁸ 「Paper Work にすぎない」と表現。

したがって、両親と同居し、生活費の負担がなく、失業手当の支給もしていない引きこもりの若者支援のような事業にソーシャル・インパクト・ボンドを活用することはない。なぜなら、このような対象には、現状で政府がなんらかの予算を支出しているわけではなく、潜在的な政府予算の削減につながらないからである。

ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した事業の実施において、州政府が行うことは、客観的な評価の実施に基づき、成功であれば5.6%、8割の成功で3%といった利息³⁹を払うだけである。この利率は、州債の利息よりもはるかに高いものであり、出資者からすれば魅力的なものだろうと考える。事業が失敗したとしても、政府支出はゼロであり、リスクがない。つまるところ、州政府にとってのソーシャル・インパクト・ボンド事業は外部委託のための書面上の契約にすぎないとのことであった。

(3) ユナイテッド・ウェイ (UNITED WAY)

ユナイテッド・ウェイは全米最大の寄付金集め財団かつ中間支援組織である。企業、個人、そして労働組合からの寄付によって事業を運営している。とくに労働組合との関係が深く、個別の労働組合員の小口の寄付金を所属する労働組合を通じて集めている。

ユナイテッド・ウェイは連邦労働省とかかわるものでないものの、これまでいくつかのソーシャル・インパクト・ボンドを活用した事業を手がけている。その成功例の一つが、ユタ州ソルトレイク郡で2013年に就学前児童の教育支援を担った事業である。これは、予算規模700万ドルで世帯収入の低い家庭の就学前児童3,500人に対して教育支援を行ったものである。

ユナイテッド・ウェイがソーシャル・インパクト・ボンド事業を手がけるようになったもっとも大きな理由は、ソーシャル・インパクト・ボンドの革新性ゆえではなく、経済環境によるものである。2008年にはじまるリーマン・ブラザーズ証券の破綻に始まる景気後退期に、企業による民間寄付金と政府出資によるサービス・プロバイダに対する助成金のどちらも大幅に縮減した。この状況において、ソーシャル・インパクト・ボンドは、民間資金を再び社会福祉事業に向けさせる手段として用いられたのである。

その後の景気回復により、民間部門による基金は歴史上最大といえるほどの復活を遂げた。しかし、従来のように見返りを求めない寄付に全てがむかったわけではない。社会福祉を富裕層の余剰資金の受け皿とする新しい投資のスタイルがうまれたのである。その一例として、Fidelity Investment といったような企業が成長した。Fidelity Investment は、個人投資家の資金を集めて、社会福祉事業に投資することで一定の利回りを提供している企業である。景気回復は、見返りを求めない民間寄付金財団の予算も潤沢にさせつつあり、あえてソーシャル・インパクト・ボンドに頼る必要のない状況も

³⁹ 報酬ではなく、interest rate(利率)と表現。

生まれている。

ソーシャル・インパクト・ボンドには、地域におけるさまざまなアクターを参加させるという利点があるという指摘は、ユナイテッド・ウェイとして認識している。しかし、これまで長年、地域貢献における社会福祉事業にかかわってきた当事者からすれば、それは必ずしも正しくない。一般的に地域貢献事業を行う場合、寄付金は地元で根ざした企業が出すからである。特に、水道やガス、電気といったユーティリティ企業が多い。ここには二つの理由がある。ユーティリティ企業は頻繁になんからの公共工事を行う。このため、騒音や渋滞を引き起こし、地域住民から批判の対象となる。こうした反感をそらす目的がある。もう一つは政治的な理由である。ユーティリティ企業は法律により政治的なロビー活動を禁じられている。したがって、何らかの政治的な要求がある場合は、寄付と地域への社会貢献事業を通じてユナイテッド・ウェイのような中間支援組織とつながりを持ち、そのコネクションで連邦議会へ働きかけようとするのである。このようなことはユーティリティ企業に限らない。ユナイテッド・ウェイとしてたとえばトヨタのような企業に寄付金の供出を求める場合、その行為がひいては長期的な自動車の売り上げにとって効果があるということを伝えており、そのような見返りを企業側が求めていることも事実である。

一方で、ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した事業の運営において、ゴールドマンサックスのような巨大な投資企業が参加している場合、事業から得られる利益以外の関心を彼らが持つことはない。なぜなら、そもそもそのような地域コミュニティとゴールドマンサックスの活動になんらの利害関係もないからである。

民間企業と地域コミュニティの利害関係からいえば、ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した事業のように政府が干渉する可能性のあるものを、民間企業が好まない傾向がある。なぜならば、社会福祉事業への参加において民間企業がイニシアティブを發揮するという構図にとっての阻害要因となるからである。たとえば、社会福祉的な就業支援や職業訓練事業に民間企業が参加する場合、単なる社会貢献が目的なのではなく、その事業を通じた良質でスキルレベルの高い人材を自社が獲得したいという思惑が働くことがある。その場合、政府予算を出資しているという背景との矛盾、つまりは特定の民間企業を利することにつながる可能性が否定できない。

ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した事業は、公的事业のアウトソースをもたらすことで、公務部門労働者の削減につながる可能性がある。この点において、ユナイテッド・ウェイは社会的な役割を担う中立的な立場ではあるものの、歴史的な経緯から労働組合と密接な関係にあり、複雑な立場にいる。現在、公務部門の労働組合が事業のアウトソースによる人員削減につながるソーシャル・インパクト・ボンドの導入に強く反対しており、ユナイテッド・ウェイとしてはソーシャル・インパクト・ボンドとの関わり方には注意しなければならないとのことであった。

(4) 中間支援組織 (Third Sector Capital Partners Inc.)

サード・セクター・キャピタル・パートナーズは、中間支援組織としてマサチューセッツ州で連邦労働省が行う労働市場革新基金に基づく二つのソーシャル・インパクト・ボンド事業にかかわっている。そのほか米国では、ソーシャル・インパクト・ボンドではないものの、労働市場革新基金におけるペイ・フォー・サクセス事業の実施において、民間基金とサービス・プロバイダ、評価機関とをつないでいる。

ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した事業において、もっとも重要なことは、客観的な評価につなげるためのデータ収集である。職業訓練事業であれば、受講生が企業に採用されてから、2年以上の継続した追跡調査が求められる。その内容は、どのようなスキルが企業のニーズに合致したか、訓練の結果、どのように賃金上昇に結び付いたのか、その後、どのような転職行動があったのか、といったようなものである。だが、現状の政府統計はそういった情報をまったく網羅できていない。サード・セクター・キャピタル・パートナーズとしては、より客観的な評価制度を確立するうえで、スタンフォード大学と共同でデータ収集の仕組みを構築中である。

近年、アメリカ国内のソーシャル・インパクト・ボンド資金は減少気味だが、その理由の一つには景気後退からの復活があげられる。企業の財務状況が改善されたことで、寄付金財団への寄付金額が増えている。

サード・セクター・キャピタル・パートナーズは、米国でのソーシャル・インパクト・ボンドおよびペイ・フォー・サクセス事業の拡充に加え、東アジア、東南アジア地域へ同様のビジネスモデルの輸出を試みている。とくに、日本はシンガポールと同様に、政府が直接行う事業が多いため、民営化をより進めることを通じて、自らのビジネスチャンス拡大することを目指している。そのために、東アジア、東南アジア地域において、協力できるパートナー組織の存在を求めているという。

(5) CLASP (Center for Law and Social Policy)

CLASP は、1968 年創設の政策シンクタンクで、貧困層の生活条件の引き上げを目的として活動してきた。その観点から、ソーシャル・インパクト・ボンドを分析している。

連邦政府は、従来から成果報酬型の助成金であるペイ・フォー・サクセス事業を実施してきた。そうした事業とソーシャル・インパクト・ボンドを活用した事業との相違は、評価方法にある。それは、被験者と被験者ではない二つのグループがどのような結果をもたらすかという、薬の臨床試験に似たような客観的な指標の活用にある。現在、マサチューセッツ州で実施中の若年刑余者支援を行っているソーシャル・インパクト・ボンドを活用した事業において、サービス・プロバイダの ROCA はこうした客観的な評価にみあう成果をあげることができないでいる。その理由は、家庭環境や地域、教育状況、メンタルヘルスなど複雑に絡み合う刑余者という、もっとも難しい対象を扱っているから

にほかならない。

ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した事業が政府予算の削減に結び付くと考えられることがあるが、実際には予算削減には結び付かない。生産性や事業運営の革新性が事業費の削減につながるがあったとしても、中間支援組織や評価組織、検証組織の事務諸費用に投資家への成功報酬を加えれば、事業費の削減分を上回る支出になってしまう。つまり、総合的にみれば短期的な予算削減にはつながらないのである。

また、ソーシャル・インパクト・ボンドが活用できる事業とそうではない事業とがあることを認識しなければならない。その境目は、数値化が可能な客観的なデータの収集と公正な評価が可能かどうかということである。政府が行う事業には、数値化できないものが多い。そういった事業にはソーシャル・インパクト・ボンド、もしくはペイ・フォー・サクセスプログラムを導入することはできない。

ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した事業を展開するうえで、政治との関連を無視することはできないということも指摘する。たとえば、市のような限定された地域が保守的な勢力によって政権が担われている場合、貧困対策などの社会福祉的事業に予算を投じることに反対することがある。そうした地域では、市に委ねずに連邦政府もしくは州政府が直接に事業を実施することが望ましい。そのツールとして、ソーシャル・インパクト・ボンドが有効である。ユタ州ソルトレイク郡における貧困家庭の就学前児童に対する教育支援事業でソーシャル・インパクト・ボンドが活用されたのは、そうした事例の一つである。一方で、イリノイ州シカゴ市でも貧困家庭の就学前児童に対する教育支援事業でソーシャル・インパクト・ボンドが活用されたが、この場合はソーシャル・インパクト・ボンドが必要ではなかった事例だった。なぜならば、シカゴ市は保守的なソルトレイクシティ市と異なり、リベラルな政権であり、積極的に社会的な事業を市が直接に行うことが可能だったからである。つまり、ソーシャル・インパクト・ボンドを活用して連邦政府、もしくは州が関与する必要がなかったのである。

したがって、ソーシャル・インパクト・ボンドには、アメリカが有する連邦政府、州、市、郡といった分権制のなかで生じる保守、革新といった政治的問題を原因とする行政上の停滞に関する解決手段となりえる。

ソーシャル・インパクト・ボンドの将来に関しては、事業が始まったばかりであるとともに、依然として投資額が小さく、予見することは難しいとのことだった。

第5節 まとめ

連邦政府が担う職業訓練事業は、地域単位の労働力投資委員会を通じた民間サービス・プロバイダへの委託契約が行われてきた。民間サービス・プロバイダ側は、連邦政府の助成金だけでなく、複数の民間寄付金財団から資金を獲得してきた。歴史的にみて、民間サービス・プロバイダ、政府助成金、民間寄付金財団の三者が存在する。この上に、

より客観的な評価指標を求める 2014 年 WIOA がある。これらは、景気変動等の外的な要因に影響を受けない客観的な指標が求められたことによる。

一方で、ソーシャル・インパクト・ボンドが誕生したきっかけという視点にたてば、リーマンショック後に生じた民間寄付金財団への寄付金額の減少や、連邦政府助成金の削減といった背景が浮かび上がる。

連邦政府、州政府、中間支援組織、サービス・プロバイダ、政策シンクタンクといった利害関係者はそれぞれの立場によって、ソーシャル・インパクト・ボンドに対して異なる意見を持っている。そのうち、共通している点もいくつかみられる。第一に、政府もしくは民間寄付金財団から得られる予算が潤沢である場合はソーシャル・インパクト・ボンドの活用は後退する。第二に、ソーシャル・インパクト・ボンドの活用は将来的な政府支出の削減をもたらす可能性があるものの、短期的にはさまざまな中間経費によってコストの削減には必ずしもつながらない。第三に、行政のリスクを民間につけかえることにつながる。

上記のことより、アメリカの事例から浮かび上がることは、社会福祉的視野を持つサービス・プロバイダと中間支援組織の存在、政府助成金によるサービス・プロバイダとの契約関係による事業基盤、民間寄付金財団の存在、政府助成金の削減といった複合的な条件が、ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した事業実施の前提条件になっていたことである。翻れば、日本においても、どのような歴史的・社会的背景、法制度のなかで、必然としてソーシャル・インパクト・ボンドが必要とされるのかという検討が、マクロ、ミクロの双方の視点からなされなければならないと思われる。

参考文献

- Azemati Hanna, Belinsky Michael, Gillette Ryan, Liebman Jeffrey, Sellman Alina, and Wyse Angela., (2013) *Social Impact Bonds: Lessons Learned So Far.*, Community Development INVESTMENT REVIEW., FEDERAL RESERVE BANK OF SAN FRANCISCO.
- Basu Anirban,. (2015) *Financing cures in the United States.*, Expert Review of Pharmacoeconomics & Outcomes Research.
- Bromberg Daniel E. and Justice Jonathan B. (2016) *A Sorting of Social Impact Bond, Problem Solving with the Private Sector: A Public Solutions Handbook (The Public Solutions Handbook Series)*, Routledge
- Burton Paul, (2015) *No Success Like Failure: N. Y. Sees Social Impact Bond Pluses.*, The Bond Buyer., June. 2015.
- Callanan Laura and La Jonathan., (2012) *Will social impact bonds work in the United States?*, McKinsey & Company.
- Cohen Donald and Zelnick Donald,. (2015) *What We Learned from Failure of Social Impact Bond.*, Non Profit News For Nonprofit Organizations, Nonprofit Quarterly.
- Gardiner Sophie, Gustafsson-Wright Emily and Putchu Vidya, (2015) *The Potential and Limitations of Impact Bonds LESSONS FROM THE FIRST FIVE YEARS OF EXPERIENCE WORLDWIDE.*, Global Economy and Development, Brookings.
- Liebman Jeffrey and Sellman Alina, (2013) *Social Impact Bonds A Guide for State and Local Governments.*, Harvard Kennedy School Social Impact Bond Technical Assistance Lab.
- Miguel Antonio, Leifer Jessica, Doyle Sarah and Anne White, (2013) *Social Impact Bond Technical Guide for Service Providers.*, Center for Impact Investment.
- Moses Marilyn C. (2012) *Ex-Offender Job Placement Programs Do Not Reduce Recidivism*, Corrections Today August/September 2012.
- Olson John and Phillips Andrea, (2013) *Rikers Island: The First Social Impact Bond in the United States.*, Community Development INVESTMENT REVIEW., FEDERAL RESERVE BANK OF SAN FRANCISCO.
- Rudd Timothy, Nicoletti Elisa, Misner Kristin and Bonsu Janae, (2013) *FINANCING PROMISING EVIDENCE-BASED PROGRAMS EARLY LESSONS FROM THE NEW YORK CITY SOCIAL IMPACT BOND.*, MDRC.
- The Commonwealth of Massachusetts, Executive Office of Labor and Workforce

Development, (2016) *Report and Recommendations to Improve Employment Outcomes Among Populations Facing Chronically High Rates of Unemployment.*, The Commonwealth of Massachusetts.

The Commonwealth of Massachusetts, (2014) *MASSACHUSETTS LAUNCHES PAY FOR SUCCESS INITIATIVE TO REDUCE CHRONIC INDIVIDUAL HOMELESSNESS.*

U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs ,National Institute of Justice, (1998) *Successful Job Placement For Ex-Offenders: The Center for Employment Opportunities.*

JILPT 資料シリーズ No.189

ソーシャル・インパクト・ボンドの動向に係る海外事情調査
— イギリス、アメリカ —

発行年月日 2017年3月31日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 富士プリント株式会社

©2017 JILPT

* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)